

見 積 条 件 及 び 注 意 事 項

- 1 茨城県が発注する下記2の案件に係る見積合せについては、関係法令に定めるもののほか、この見積条件及び注意事項によるものとする。

見積合せに参加する者は、下記事項を熟知のうえ見積しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、見積合せ後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積合せに付する案件

- (1) 名称及び数量 県庁舎TV共聴設備ヘッドエンド機器交換修繕 一式
- (2) 業務の内容 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (4) 履行場所 茨城県水戸市笠原町978番6
- (5) この調達、見積書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

- 3 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 設備管理グループ

担当 戸塚 貴之

電話 029-301-2388

FAX 029-301-2398

所属メールアドレス：kanzai4@pref.ibaraki.lg.jp

- 4 見積合せに際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の関係各条項を遵守すること。

- 5 見積合せに際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

- 6 契約保証金は免除する。

- 7 資料の提出及び通知の方法

この案件において、見積書の提出を電子調達システムにより行おうとする者は、この案件の見積書の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム(URL) <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

見積書の提出された時点は、3の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、見積書の提出が電子調達システムによりがたい場合には、3の担当部局に紙入札（見積）方式参加承認願（様式第1号）を提出することによりその承認を得ること。

また、電子契約サービスの利用を希望する場合は、メールアドレス確認書（様式第5号）を併せて

提出すること。

8 見積の方法

(1) 見積書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、茨城県電子調達システムを使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（税込み）に相当する金額（整数）を見積書に記載すること。

なお、提出した見積書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

また、紙見積（郵送又は電子メールに限る。）による場合は下記による。

(ア) 郵送による見積書の提出方法

見積書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ封書にて、3の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に見積合せに係る調達案件名、開札日、見積参加者の商号又は名称を表記し、更に「見積書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は書留郵便とすること。

(イ) 電子メールによる見積書の提出方法

原則として電子入札システムに登録されているアドレスから送付するものとし、次のとおりとする。

メール題名に開札日及び見積合せ参加者の商号又は名称を記載するとともに、メール本文に見積合せに係る調達案件名、案件番号、見積合せ参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先等を記載するとともに、見積書（様式第2号）を画像ファイル（tif、jpg、png）に変換し、パスワードを設定した上で、メールに添付するものとする。パスワードは別のメールにて送付すること。（メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

(ウ) くじ番号

見積書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。

なお、くじ番号の記載がない場合は、「999」とみなす。

(2) 見積書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、令和8年10月8日（木）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。なお、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールの場合は、上記日時までに3の担当部局に必着のこと。

(3) 見積合せは、初回を含め2回を限度とする。

9 開札日時及び場所等

(1) 日時 令和8年10月9日（金） 午前10時

(2) 場所 茨城県庁 行政棟4階 管財課入札室

電子調達のため、見積合せ参加者の立会いは要しない。ただし、見積合せ参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。

10 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第156条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつ

て有効な見積書の提出を行ったものを落札者とする。

(2) 落札者がいない場合は、再度見積合せを行うこととし、日程等については別に通知する。

11 次のいずれかに該当する場合の見積合せは、無効とする。

- (1) 見積合せについて談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 見積書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録または記録した事項が明らかでない電磁的記録による見積合せ
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる見積合せ
- (4) 電子証明書を不正に使用した見積合せ
- (5) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった見積合せ
- (6) 紙見積方式参加の承諾を得ずに、紙媒体による見積書を提出したとき。
- (7) 紙見積において、記名を欠くとき。
- (8) 紙見積において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確な見積書を提出したとき。
- (9) 紙見積において、首標金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (10) 紙見積において、同一の見積合せに2通以上の見積書を提出したとき。
- (11) 紙見積において、見積書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (12) 見積依頼通知書により見積依頼を実施した日から開札日までの間に指名停止措置を受けた者のした見積合せ
- (13) その他この公告に示す条件に反した者がした見積合せ

12 見積の辞退

見積合せを辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙見積による者が見積合せを辞退する場合は、3の担当部局への郵送（書留郵便に限る。）または電子メールにより見積書の提出締切日時までに到着するよう様式第4号の見積辞退届を提出するものとする。

13 契約書作成の要否 要

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管（または、電磁的記録を作成し、合意の後、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有）する。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙「修繕契約書（案）」のとおり

15 その他

- (1) システム障害、天災の原因の停電等により見積合せ・開札事務が処理できない場合は、見積合せ・開札の延期又は紙による見積書を使用して行う見積合せへの移行の措置を講ずるものとする。
なお、見積合せ・開札の延期又は紙見積による見積書を使用して行う見積合せへの移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 見積合せ参加者は、見積合せ後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 見積合せ参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該見積合せ参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 履行期間を遵守すること。

- (5) 見積合せ参加に際しては、受注者の事由により契約後に履行期間の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (6) 受注者の事由により履行期間内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。